

|          |          |                                 |
|----------|----------|---------------------------------|
| 提出<br>順番 | No.<br>3 | 平成28年 8月 24日<br>(午前・午後 11 時30分) |
|----------|----------|---------------------------------|

平成28年 8月24日

幕別町議会議長 芳 滝 仁 様

幕別町議会議員 野原恵子



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項              | 質問の要旨   |
|-------------------|---|
| 女性が生き生きと暮らせる環境整備を | <p>1945年、「将来の世代を戦争の惨禍から救う」ために創設された国連は、国連憲章の前文に、国際文書として初めて男女平等をうたい、女性の人権と地位向上の取組を重視してきました。この流れを強めていくために、1975年に世界女性会議を開催するとともに、1979年には、女性の権利全般について初めての法的な拘束力をもつ条約として、女性差別撤廃条約が制定されました。</p> <p>1985年に日本政府は条約を批准し、男女雇用機会均等法制定、高校家庭科の男女共修、育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法など、一定の法律を整備しました。しかし、法律ができても法律そのものを広く知らせ、徹底させる努力をしない限り現実には生かされません。</p> <p>安倍政権は「女性が輝く社会」「女性の活躍」を強調していますが、女性差別撤廃条約を全面的に実施していくとは一言も言いません。</p> <p>女性の雇用労働者は増えていますが、非正規労働者の女性比率が56%と急増する中で、賃金は5人以上の事業所では男性の51.6%、30人以上の事業所では52.6%という低賃金であり、そのまま老後の低年金化につながっています。</p> <p>また、働く女性の約6割が、妊娠・出産を機に退職した後に再就職しようとしても、正規職を見つけるのは困難な状況です。子育てしながら、積み上げた経験を生かし働き続けたいと希望する女性も増加しています。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>以下、次の点について伺います。</p> <p>1 男女共同参画条例の制定を。</p> <p>2 町の取組として</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 政策・方針決定過程への女性職員の参画の拡大を。</li><li>② 男女共同参画の意義について理解を深めるため、女性職員だけではなく男性職員にも研修を。</li><li>③ 職業や生き方など、子どもの頃から多様な選択を可能にする教育の促進を。</li></ul> <p>3 民間事業者への指導を。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 産前・産後の休暇の保障を。</li><li>② 母親はもちろん、父親にも育児休暇の保障を。</li><li>③ 育児休暇後も働き続けられる身分の保障を。</li><li>④ 子育て中の女性の賃金は男性の約 39% の水準である。男女の賃金格差の是正を。</li></ul> |
|--|--|

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。